

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣真矢 ほか

被控訴人 国

## 意見陳述要旨 (控訴人鳩貝啓美)

2025(令和7)年1月14日

東京高等裁判所第24民事部イ係 御中

控訴人 鳩貝 啓美

### 1 はじめに

わたしは、女性同性愛者、レズビアンです。

同じく控訴人の河智志乃を人生の伴侶として時を重ね、来週で満18年になります。

### 2 ふたりの関係・生活

(1) わたしたちは、異性の夫婦と同じく、協力し合って共同生活を営んできました。経済的にも支え合い、家事もあうんの呼吸でカバーし合っています。

また、親・きょうだい、親せきに「人生の伴侶」であることを認知してもらい、少しでも安心できるよう、ふたりで努力してきました。

将来の不安に対しては、公正証書を作るなど、対策出来ることは全てしてきました。

(2) ここ10年は、入院など、ふたりの前に立ちはだかる障害が現実起きてきています。異性の夫婦であれば、婚姻届を出すだけで済むことに、お金も、時間も、こころのエネルギーもたくさんかけてきました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

それでも、異性の夫婦と全く同じ状態にはならないことに虚しくなります。  
結婚の前には、巨大な壁が立ちはだかっています。壁をいくら登っても、向こうには入れてもらえません。

### 3 住民票の続柄について

(1) 昨年11月、わたしたちは、住民票の続柄を「妻(未届)」としました。住んでいる世田谷区が、わたしたちの関係を事実上配偶者であると証明する取り組みを始めてくれたのです。

(2) わたしたちは2018年、日本で最初にパートナーシップ制度を始めた世田谷区へ転入し、その後の6年間で4回も、住民票の変更手続きをしました。

転入したときは別々の住民票で、その後パートナーシップ宣誓を行いました。が、地域の中では、家族であることを認識されないまま生活していました。

しかし、2019年の大型台風であわやという経験をし、わたしたちは避難所に一緒に入れるのかと強く不安を感じ、「家族として扱われる」安心を少しでも得たいと考えるようになりました。

そのため、その翌年にはご近所へのカミングアウトをして、後に世帯合併をしました。

世帯合併をしたときの続柄は「同居人」でした。他人でもなれる「同居人」とされるのは自尊心が傷つきましたが、同じ世帯になるためには仕方ありませんでした。

(3) その後、制度が変更されるつど変更の手続きをとり、親せきなどの意味を表す「縁故者」に変え、そして今回、「未届」の括弧付きですが、「妻」となりました。

少しでも自分たちの実態に名を合わせたいという、わたしたちの尊厳のために手続きを重ねてきました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

しかし、「妻(未届)」の記載は、自治体が自主的に行っている取り組みに過ぎません。この運用も、法的な効果はないにも関わらず、国の懸念や横やりがあったことも報じられました。

結局は、国の法律が変わらなければならないのです。

1日も早くわたしたちの住民票の続柄を「配偶者」に変更できる日が来ることを心から望んでいます。

#### 4 東京地裁判決について

- (1) 地裁でも、このような歩みや不利益、不安を切々と訴えてきたわけですが、昨年3月の判決には、啞然としました。

判決文には、「伝統的な婚姻の捉え方」があること、同性カップルの婚姻について「反対」の意見を持つ人がいることなどを理由に、同性カップルに婚姻を認める「社会的承認」が得られたとは言えない、と導くところがあります。

改めて、全文を読み返し、事実認定の根拠とされた調査報告書も読んでみましたが、数字の扱いや解釈には大いに疑問がわきました。

さらに、「伝統」と「社会的承認」という言葉には、やるせなさを覚えます。わたしは、同性愛者の存在を無視して作られた「伝統」なぞに照らして、婚姻平等を認めないのは、差別の再生産だと思います。

裁判所の判決は、同性愛者など性的少数者を異常視し、笑いものにし、とるに足らないものとして婚姻制度から排除してきた、差別と偏見の時代の過ちを正すものであっていただきたいです。

偏見を心に残す一部のひとの反対ではなく、現に目の前にいるわたしたちの存在を正面から受けとめ、助けてください。

- (2) また、判決は、「婚姻類似の制度」という言葉を出しましたが、同性愛者は異性愛者とは同等には扱えない、という裁判官の意思を感じました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

大多数の異性愛者には、「結婚の世界」へ通じる門が開かれています。

一方、少数者のわたしたちは、その門を通ることは許されず、「婚姻類似の制度」の方へ行けと言われていたようでした。仮に、それが婚姻と同じ権利や義務をもてる世界に通じていたとしても、大多数のひとが行ける「結婚の世界」に行けないなら、それはやはり「排除」です。

司法自らが「婚姻類似の制度」の可能性を持ち出すなら、「婚姻」を利用させないという正当な根拠を見せてください。

## 5 おわりに

今年、わたしは5回目の干支を迎え、老後は遠い未来ではありません。

国から、いないもの、存在しないものとして扱われてきたわたしたちは、あらゆる制度や保障からこぼれたまま、不安を抱えて生きています。

昨年10月、東京1次訴訟の高裁判決は、同性間であるというだけで婚姻ができないという区別には合理的根拠がないから違憲だ、という判決を出してくれました。そして、この不当な区別を解消する立法措置をとらなければいけないと、国に強いメッセージも発してくれました。

この東京高裁判決を含めた、今年の3つの高裁での違憲判断は、希望の光です。

裁判官のみなさま、わたしたちの現実を受け止め、明快な論理で、違憲という判断を出してくださることを信じています。

以上